

銚田市新庁舎・公共施設等整備基本構想検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 銚田市新庁舎・公共施設等整備基本構想を策定するため、銚田市新庁舎・公共施設等整備基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の要請に応じ、次に掲げる事項について調査及び検討し、その結果を市長へ報告するものとする。

- (1) 新庁舎・公共施設等整備の基本構想に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、新庁舎・公共施設等整備のために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 21 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 行政関係者
- (4) 公募による者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から銚田市新庁舎・公共施設等整備基本構想を市長に報告するまでの間とする。ただし、前条第 3 条第 2 号に規定する者で当該職により任命された者が当該職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長 2 名を置く。

- 2 委員長は、第 3 条第 2 項第 1 号の委員の中から委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、第 3 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の委員の中から委員長が指名する者とする。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、会議に必要なと認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報償及び費用弁償)

第8条 委員会に出席した委員及び第6条第4項の規定により委員会に出席した者について、報償及び費用弁償を支払うものとする。ただし、これに代わる対価を別に得ている者についてはこの限りではない。

2 前項の報償の額は、日額5,400円とする。ただし、第3条第2項第1号の委員については、日額20,000円とする。

3 第1項の費用弁償の額は、日額500円とする。ただし、市外に住所を有する者については、銚田市職員の旅費に関する条例(平成17年銚田市条例第50号)に例による。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、政策企画部政策秘書課において処理する。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月16日から施行する。

附 則 (令和5年告示第241号)

この要綱は、令和5年11月24日から施行する。